

四日市市公契約審議会 会議録要旨

- 1 日 時 : 平成27年3月5日(木) 午前10時~11時45分
- 2 場 所 : 四日市市役所 7階 部長会議室
- 3 議 題 : 四日市市公契約条例について
入札制度について
- 4 出席委員 : 小林委員、吉田委員、柳委員、西川委員、生川委員、鈴木委員
- 5 事務局 : 塚田副市長、辻総務部長、森調達契約課長、因田調達契約課長補佐
- 6 傍聴者 : なし
- 7 議 事 : ○塚田副市長から委嘱状の交付
(1) 委員に委嘱状が交付された後、小林委員が会長に選任され、また吉田委員が会長代理に指名された。
(2) 公契約条例について事務局から説明。その後、質疑応答を実施。
(3) 入札制度について事務局から説明。その後、質疑応答を実施。

< (2) についての質疑応答 >

○ 委員

当審議会は、条例がより良く運営され、また問題があれば見直していく場であると認識しています。条例、施行規則、労働環境チェックシートの改正はそれぞれどういう手続きが必要ですか。

例えば、労働環境チェックシートの提出を求める対象範囲の拡大縮小をする場合、議会の議決が必要ですか。また、労働環境チェックシートを使いやすく見直すにはどういう手続きが発生しますか。

○ 事務局

それぞれの改正について、当審議会の意見を聴き、改正手続きを行うこととなります。なお、条例改正については議会の議決が必要となり、施行規則及びチェックシートなど様式の改正については、議会への説明は必要に応じて行うとしても議決は必要ありません。

○ 委員

労働環境チェックシートは、実際に運用してから事務局で庁内調整して随時修正していただけますか。

○ 事務局

労働環境チェックシート等の様式についても、審議会の意見を聴きながら、監督官庁や他都市とも意見交換して、柔軟に修正していきたいと考えています。

議決の必要な条例に盛り込むべき事項は何かということ考えた場合、例えば事業者の方に義務やペナルティーというものを独自に課する場合は、条例事項になるのではな

いかと考えます。逆に、目的を達成するためのツールとなる労働環境チェックシート等は、条例事項ではないと考えます。

○ 委員長

まず上半期運用して、ある程度状況がみえてきた段階で、当審議会でご意見、ご議論いただくことになると思います。

○ 委員

当審議会は、四日市市公契約条例と、いわゆる労働報酬下限額を規定した一般的に言われている公契約条例が、どれくらい違いがあるのかを検証し議論できる場、そして最低賃金に係る元請業者の連帯責任、労働者の権利保障、条例の適用範囲、適用労働者、第三者機関の設置などすべてのことを考える場になることを要望します。

公契約条例には、いわゆる労働報酬下限額を規定すべきだと思います。

○ 会長

当審議会は何をするのかということで、条例第9条第2項第1号では、条例の施行状況に関することについて意見を述べるということだが、施行されてまだ2箇月経っていないので意見は言い難い状況です。

同じく第2号には、この条例の目的を達成するための施策に関することと規定されています。条例の目的は「労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保と事業の質の向上」なので、適正な労働条件の確保ができていないということであれば、議論する必要が生じます。

動き始めたばかりの今の段階では、まだ適正な労働条件の確保ができていないのかどうか判断ができませんので、議論し決めるのは難しいと思います。今後、状況を見ながら考えていくという方向で進めます。

○ 委員

例外的な悪いことをする事業者に合わせた、自由度のない規則を作ることには反対です。全体的なレベルアップを図れるような中立的な条例を作らなければなりません。

私の認識では、元請けとなるような業者は、ある程度関心を持って勉強しているが、下請けとなるような専門工事業者の中には、それは元請けがやることで、自分達には関係がないと勘違いしている人が多い。きちんとすべての事業者・市民に条例の趣旨を浸透させながら、労働環境のレベルアップを図っていく必要があると考えます。

公共工事の現状を踏まえ、条例の施行により入札不調が起きることがないように、条例の趣旨を浸透させ全体の意識改革を図ることが大切です。

○ 会長

条例の趣旨を市民の方、関係する事業者の方、労働者の方に周知していくことは当然市の義務であろうと思います。まだ条例をご存じない方も多いようですので、しっかり周知を図ってください。

○ 事務局

条例は、まず公契約に関係する皆さんに労働条件に対する意識を高めていただくことが狙いなので、正に周知が一番重要なところです。

本市で劣悪な労働条件の実態は確認されていませんが、以前の三重弁護士会会長声明の指摘もあり、そういう危惧も条例制定の背景にありました。労働条件は大きな問題であるので条例によって、まずは労働条件が実際今どういう状況にあるのか、市としてこれまでよりも踏み込んで、実態を把握できるようなシステムづくりを進めます。そういった内容を把握した上で、施策として労働報酬下限額等の規定が必要ということになれば、法的な問題等の整理は必要ですが、改正議論も行っていきたいと思います。

○ 委員

三重弁護士会会長声明の不正な労働条件の指摘について、具体的に教えてください。

○ 事務局

平成25年9月の声明で、重層下請構造になっているケースが多い中で、下請・孫請の労働者に低賃金が押しつけられる状況にあり、とりわけ末端労働者の労務単価が当該地域の最低賃金を下回る事態が出現する事例の指摘が記述されているものです。

それを受けて、まずは公契約で働く方の労働条件を把握する仕組みに当たるのが、労働環境チェックシートになります。この労働環境チェックシートは、根拠法令等も紹介することで、事業者の方に適正な労働条件に関して、より一層認識を深めていただく意味合いも持っています。

○ 委員

公契約条例の第7条第2項で、受注者等に対して労働条件の確保について報告を求められることができるとあり、その一つの方法として労働環境チェックシートの提出を義務付け、必要があれば調査をし、指導できることになっているが、下請けについては、契約締結時に全関係者からの提出を確認できますか。

○ 事務局

法で施工体制台帳、施工体系図の提出が義務付けられているので、それに基づいて下請業者は分かります。

問題点は、建設業の場合は契約時に全ての下請けが決まらず、工程の中で専門業者さんが決まっていくため、当初契約時に決まっている下請業者さんの分を提出していただき、追加の分は随時、施工体制図の変更とともに提出をいただきます。市と下請けの方と契約関係はないため、市から直接はお願いしかできないことから、元請けの方にはご苦勞をかけることとなります。

○ 会長

労働環境チェックシートで必要な項目とか、実際に使いづらい点はありませんか。

- 委員
2月末から建物管理の入札があり、労働環境チェックシートの運用が始まっていますが、建物管理の業界に関しては事前説明もあったことから、大きなトラブルや問い合わせはない状況です。
- 委員
労働環境チェックシートは、いつの段階での提出を求めますか。
- 事務局
契約締結時と、その後に変更・追加があった場合は随時追加提出していただきます。
- 委員
契約締結時には、実際一次下請けさえ決まってない場合もあるし、たとえ一次下請けが決まっても、一次下請けさんが二次下請け、三次下請けと足りないからどんどん増やすとなると、最後の最後まで増えることもあるので、下請け決定から猶予期間なく随時すぐに提出することは難しいと思います。
- 委員
結果の報告を提出していただくことにはなりませんか。
- 事務局
現時点では竣工後の結果報告は考えていません。今後の運用の中で、契約期間中の提出に無理があれば結果の報告も一つの視野に入れ、他都市の事例も参考にしながら検討します。
なお、調査・指導のことも踏まえると、当面は契約締結時を基本に、まずは始めさせていきたいと思っています。
- 委員
追加の随時報告が守られるのであれば、結果の報告は必要ないと思います。
- 事務局
随時報告は、受注者に過度な負担にならないことに留意して考えていかざるを得ないと思います。
- 会長
現実の工事では、工期の関係で急遽知り合いの業者さんに一日だけ応援に入ってもらうということも想定できますが、このような場合は調査・指導はできません。
- 事務局

その場合の調査・指導は就労の事後になってしまいますが、受注者等としての責任はあります。労働環境チェックシートを必ず施工前に提出することは、縛りきれないと考えます。

○ 会長

そうすると、まず最初の年ですから、それぞれの案件について最終的には関わった受注者等の全てが、市として把握できるようなことを目指す。そして、それを踏まえて今後の制度設計などを考えていく、という方向になるのではないかと考えます。

○ 委員

条例第3条の透明性は、どこまでを考えていますか。

○ 事務局

入札の発注見通しや入札の経緯等、入札契約適正化法に基づき公表してまいります。

< (3) についての質疑応答 >

○ 委員

工事の入札においては、積算ソフトなどを使っていて、同額入札による抽選での落札決定が多くなっています。同額抽選をできるだけ少なくする方向で取り組んでみえると思いますが、パーセント的には下がっていますか。

○ 事務局

最低制限価格の算出方法とともに、予定価格、金抜き設計書が公表されていることから、最低制限価格が計算し易くなっています。さらに公共工事が減ってきた中で、事業者は最低制限価格で入札しないことには落札・受注には繋がらないという実態があります。

市の対策として、最低制限価格制度の採用により過度なダンピングの防止に取り組んでおり、さらに昨年度は最低制限価格の底上げも実施したところです。

抽選による落札決定の率は、平成25年度は工事の場合79.6%で、若干ですが下がってきています。

○ 委員

それは事業者が減ったことが原因ですか。

○ 委員

事業者自体も減ってますが、特に建築工事の場合は、土木工事より最低制限価格の算出が容易でないことと、思わぬ展開で追加工事になっても変更契約が認められない面があることから、最低制限価格での入札はリスクが高く、結果として入札金額がばらけるといった、様々な要素が考えられます。

入札制度は建設業界が一番気にしていることですが、本日は公契約条例の場合ですので、労働条件確保のためにも最低制限価格の底上げを要望します。

○ 委員

公契約条例を制定した自治体、条例で労働報酬下限額を設定した自治体と比べて、抽選による落札決定の率はどうか。

○ 事務局

公契約条例における労働報酬下限額の設定が、抽選による落札決定を減らすキーになるということは、要素の一つには入るかもしれませんが、決定的なキーではないと思います。それ以上に、自治体によって地域事情や事業者さんの数などから状況は様々です。